


# 新規開業を目的とした空き店舗等の 改装・新築費用を最大 **100万円** 補助します

矢板市では、空き店舗、空地、空き家を活用し、新たに開業する方を支援するため、改装または新築に要する経費の一部（補助率 1/2、最大 100万円）を補助します。

<p><b>補助対象事業</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業する目的で、空き店舗等を取得・賃貸借し、改装・新築にかかる工事等は<u>市内事業者が行う</u>ものである</li> <li>・<u>小売業、飲食業、サービス業</u>で、<u>月 20 日以上</u>営業し、開業から <u>3 年以上</u>継続しての営業が見込まれる</li> <li>・空き店舗等の所有者と             <ol style="list-style-type: none"> <li>①同一法人等に属していない</li> <li>②同一世帯でない</li> <li>③生計を一にする者でない</li> <li>④ 3 親等以内の親族ではない</li> </ol> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【対象外】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所や倉庫としての利用</li> <li>・風俗営業</li> <li>・遊戯場に分類される娯楽業</li> <li>・宗教活動・政治活動が目的</li> </ul> </div>
<p><b>補助対象経費 および 補助率/補助額</b></p>	<p>改装・新築にかかる費用の <u>1/2（上限 100万円）</u></p> <p>※千円未満の端数がある場合は、切り捨て ※什器や備品など建物に付随しないものは対象外</p>
<p><b>補助対象者 および 申請要件</b></p>	<p>中小企業者または個人事業主で、次の要件をすべて満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の滞納がないこと。</li> <li>・矢板市商工会の会員である、または入会見込みであること。</li> <li>・市内に店舗を所有し事業を行ったことがなく、事業対象区域内の空き店舗等を活用し、新たに店舗を設けて事業を始める者であること。</li> <li>・暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</li> </ul>
<p><b>事業対象区域</b></p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>左図のとおり （「平成 14 年度矢板市中心市街地活性化基本計画」に基づく中心市街地区域内及び隣接する範囲）</p> </div> </div>
<p><b>その他</b></p>	<p><b><u>まずは事前にご相談ください！</u></b></p> <p>※申請と同一年度内に実績報告まで完了する必要があります。 ※交付決定前に着工している場合は補助対象外となります。</p>
<p><b>問い合わせ</b></p>	<p>矢板市 経済建設部 商工観光課 0287-43-6211</p>